協議事項№20　傍聴者への配慮について

【検討事項１】

傍聴者が議場配付資料を見ることができるように新たにモニターを設置してはどうか。

資料表示は必要　⇒　既存モニター活用（※Ｒ８年10月５日の議会運営委員会で全会派一致で決定）

【検討事項２】

Ⅰ～Ⅲの既存モニターに表示する内容

	Ⅰ：前方 左モニター	Ⅱ：前方 右モニター	Ⅲ：傍聴席モニター
委員長案	「字幕」表示	「字幕」表示	資料 （資料表示がない場合は、 「字幕」表示）

【検討事項３】

◎「資料」表示の操作は、各議員(57)席ではできないため、実施する場合の操作方法を検討。

案① 演台に設置のタブレット・ＰＣで、発言する議員自らが操作を行う。（「資料」表示の操作は第一質問時のみ）

案② 第一質問は演台で操作。第二質問以降は議場後方の空き議員席にタブレット・ＰＣを設置し、
発言する議員本人が、もしくは依頼を受けた他の議員が発言する議員の指示のもと、操作を行う。

案③ 第一質問は演台で操作。第二質問以降は議場前方に発言者席を設け、その発言者席に設置したタブレット・ＰＣで
操作を行う。（ただし、資料表示を行わない議員の第二質問は自席で行う）